

平成30年度 佐野市行政経営方針(要旨)

本市のまちづくりは、佐野市総合計画に基づいて進めており、平成30年度から第2次佐野市総合計画が始まります。この計画を着実に推進するために、平成30年度佐野市行政経営方針を策定しましたので、その要旨をお知らせします。

なお、詳細はお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

■問合せ＝政策調整課 ☎(20)3000

平成30年度 行政経営の基本方針

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 効率的な行政経営 | 3. 職員の能力向上 |
| 2. 持続可能な財政運営 | 4. 市民との協働 |

平成30年度の取組

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ・ 事務事業の重点化と見直しの推進 | ・ 分権時代を担う職員の育成と人事管理 |
| ・ 総合計画を推進する組織編成 | ・ 市民との協働と市民自治の推進 |
| ・ 市有施設の適正配置の推進と受益者負担の適正化 | ・ 新たな財源確保の推進 |
| ・ 民間活力の導入 | ・ 「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の積極的な推進 |
| ・ 決算状況を反映した予算編成 | |

平成30年度の重点施策

施策優先度評価などにより、次の11施策を重点施策として選定しました。

- ① 活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進
- ② 出流原PA周辺開発の推進
- ③ 中心市街地及び地域市街地の活性化
- ④ 都市型農業の推進
- ⑤ ひとを集める観光戦略の展開
- ⑥ 魅力ある観光資源の開発と整備
- ⑦ スポーツツーリズムの推進
- ⑧ 歴史・文化資源の継承と保存
- ⑨ 都市ブランド戦略の推進
- ⑩ 移住定住の促進
- ⑪ 公共交通網の整備



ホームページ「佐野で暮らそう!」などで佐野市の魅力を発信し、移住定住の促進を図っています

臨時窓口開設のお知らせ

■問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005

平日の開庁時間に窓口の利用ができない方は、ぜひご利用ください。

※取扱業務は限定されます。事前にご確認ください

市民課の臨時窓口

▶日時＝3月25日(日)・4月1日(日)の午前9時～午後1時

開設窓口・問合せ	取扱業務
市民課 ☎(20)3016	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届(転出・転入・転居)の受付 ・国民健康保険の脱退の受付(加入は取り扱いできません) ・戸籍届の受領 ・通知カードおよびマイナンバーカード(個人番号カード)に係る届出受付

第2次佐野市教育大綱(案)のパブリック・コメントを実施しています

地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定しています。このたび、佐野市総合教育会議において協議・調整を行い、第2次佐野市教育大綱(案)を取りまとめましたので、パブリック・コメントを実施し、皆様のご意見を募集します。

▶募集期間＝3月20日(火)まで(必着)

▶閲覧場所＝政策調整課(4階)、市政情報コーナー(2階)、田沼・葛生の各行政センター

▶閲覧時間＝午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▶意見提出＝閲覧場所に備え付けの意見記入用紙に必要事項を記入のうえ、直接、郵送、ファックスまたは電子メールで、政策調整課へ
〒327-8501(住所不要)政策調整課
FAX(21)5120 seisaku@city.sano.lg.jp

■問合せ＝政策調整課 ☎(20)3000 ※電話による意見は受付しません

春の火災予防運動を実施します

■問合せ＝消防本部予防課 ☎(23)9910

3月1日(木)～7日(水)まで全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

暖房器具など火気を取り扱う機会が多く、強風や乾燥により、火災が起こりやすい時期が続いています。特に、たき火などが原因の火災が頻繁に発生していますので、火の取り扱いには十分にご注意ください。



【たき火などからの火災事例と対策】

風がなく穏やかな日にたき火をして、「風が無いから安全だ」とその場を離れたことにより、建物へ燃え移った。

対策① 絶対に離れない！

対策② 消火用具を用意して、最後は完全に消火する！

※ごみは焼却せずに、ごみステーションへ出してください

【住宅用火災報知器】 全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置義務があります。

まだ取り付けが住んでいない家庭は、寝室を中心に住宅用火災警報器の早期取り付けをお願いします。すでに取り付けがお済みのご家庭は、「いざ」というときのために、日頃からお手入れや作動点検を行いましょう。

※住宅用火災警報器の設置が義務付けられているのは、全ての寝室と、寝室が2階にある場合は階段の踊り場、4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下です

